｛（A × 0.05 － B）× α｝× 0.75 －（C × β）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.901

β　0.902

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［略］

２　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛4,208 千円×（A × B）＋1,321 千円×（C × D）｝× 0.03705

（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

３　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A ＋B）× α ＋C × β－（A ＋B ＋C）× γ ＋D ＋E ＋F｝× 0.75

算式の符号

A　前年の２月１日からその年の１月31日までの間に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準となるべき額（二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人の当該都道府県の課税標準となるべき額については、地方税法第72条の48及び第72条の48の２の規定の例による。以下この項において「課税標準額」という。）に同法第72条の24の７第１項から第５項までの各項に規定する標準税率（以下この項において「標準税率」という。）を乗じて得た額のうち、前年の４月１日からその年の３月31日までの間の納付すべきものとして確定した税額（同法第６条の規定により課税をしなかつた場合又は不均一の課税をした場合における減収額として総務大臣が調査した額を含むものとし、同法第72条の26の規定により納付すべきことが確定した税額にあつては、総務大臣が調査した額とする。以下この項において「調定額」という。）から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る還付すべきことが確定した額で前年の４月１日の属する年度の歳出として還付すべき額（以下この項において「当該年度の歳出還付額」という。）を控除した額

［略］

α　0.99

β　1.01

γ　0.08

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

｛（A × 0.05 － B）× α｝× 0.75 －（C × β）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.949

β　0.952

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［同上］

２　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛3,352 千円×（A × B）＋1,080 千円×（C × D）｝× 0.0369

（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

３　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛（A ＋B）× α ＋C × β－（A ＋B ＋C）× γ ＋D ＋E ＋F｝× 0.75

算式の符号

A　前年の２月１日からその年の１月31日までの間に事業年度が終了した法人で所得を課税標準とするものに係る当該事業年度分の法人事業税の課税標準となるべき額（二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人の当該都道府県の課税標準となるべき額については、地方税法第72条の48及び第72条の48の２の規定の例による。以下この項において「課税標準額」という。）に同法第72条の24の７第１項から第４項までの各項に規定する標準税率（以下この項において「標準税率」という。）を乗じて得た額のうち、前年の４月１日からその年の３月31日までの間の納付すべきものとして確定した税額（同法第６条の規定により課税をしなかつた場合又は不均一の課税をした場合における減収額として総務大臣が調査した額を含むものとし、同法第72条の26の規定により納付すべきことが確定した税額にあつては、総務大臣が調査した額とする。以下この項において「調定額」という。）から当該期間における当該事業年度分の法人事業税額に係る還付すべきことが確定した額で前年の４月１日の属する年度の歳出として還付すべき額（以下この項において「当該年度の歳出還付額」という。）を控除した額

［同左］

α　0.78

β　0.89

γ　0.07

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］